

田んぼの畔をなくして、大きな区画にし、 作業をしやすくなる取り組みを支援します！

担い手による農地の集積・集約を促進するために、畦畔除去に協力して
 いただいた農地の所有者に補助金を交付します。

【事業例】

水田が狭く、作業効率が悪い！
 畦畔の草刈が大変！

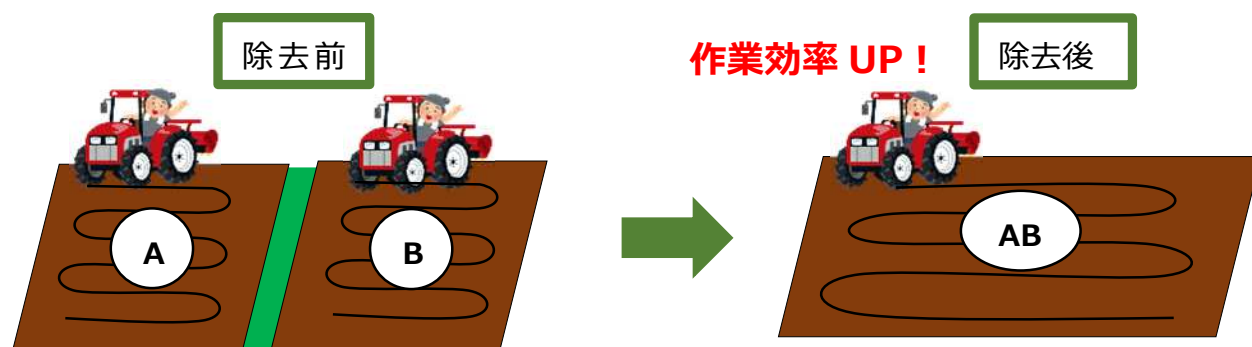
畦畔を取り除くと 15a⇒30a の水田に

※除去後の1区画の面積が概ね 30 a 以上となるものが補助対象です。ただし、認定農業者等が耕作している場合は面積の制限はありません。

畦畔除去による区画拡大

○補助額

- ・ A 所有者 3 万円
- ・ B 所有者 3 万円



補助対象事業	複数の農地間を区切る畦畔の除去
補助対象者	豊田市に農地を所有する土地所有者
補助内容	自身が所有する農地の畦畔除去にかかる経費への補助
補助額	畦畔 1 本につきその畦畔に直接接する 農地の土地所有者 1 名あたり 3 万円 ※共有名義の場合は代表者 1 名に補助金を交付します。 ※予算に限りがありますので、事前にご相談ください。

【問合せ】

豊田市役所 農政企画課 農政担当

電話：0565-34-6640

Email：nousei@city.toyota.aichi.jp